物 品 供 給 契 約 書

1 物品

品　　名	品 質・形 状・寸 法	数 量	単 位	契 約 価 格		摘　要
				単　価	金　額	
手術顕微鏡	仕様書・内訳書のとおり	1	式			
消費税及び地方消費税の額						
計						

2 契約の金額　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

3 納入期限　　令和9年(2027年)3月31日

4 契約保証金

5 納入場所　　熊本市立熊本市民病院　（熊本市東区東町4丁目1番60号）

上記の物件について、発注者熊本市と供給者とは、次の条項によって物品供給契約を締結する。

条項

(総則)

第1条　供給者は、発注者の指示した仕様書、図面、見本その他に従って、頭書の物品(以下「物品」という。)を供給するものとする。

2 発注者の指示した仕様書、図面、見本その他に明示されていないものがあるときは、発注者と供給者とが協議して定める。

（指示等及び協議の書面主義）

第2条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び供給者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び供給者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。ただし、発注者が別に指示するときはこの限りでない。

3 発注者及び供給者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

4 前3項の指示等及び協議は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて行うことができる。ただし、指示等を行う方法については書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約の保証）

第3条　供給者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 供給者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。

(1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3 供給者が、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、供給者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 供給者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、供給者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

5 第1項、第2項及び第3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

6 供給者が第1項、第2項各号及び第3項のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

7 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年4月1日規則第7号）第22条第2項各号（第1号及び第2号を除く。）の規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

(権利義務の譲渡等)

第4条　供給者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 供給者は、物品の全部又は一部を第三者をして供給させてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(納品書の提出等)

第5条　供給者は、物品を納入するときは、納品書を発注者に提出しなければならない。

2 供給者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 供給者は、発注者に納入した物品（検査に不合格となったものを除く。）を持ち出すことができないものとする。

(検査)

第6条　発注者は、前条第1項の規定により供給者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査を行わせるものとする。

2 供給者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 供給者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質し、変形し、消耗し、又は毀損した物品に係る損失は、全て供給者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものは、この限りでない。

6 供給者は、第1項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る納入を完了したものとする。

(引換え又は手直し)

第7条　供給者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、供給者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。

3　供給者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第5条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
4　第6条の規定は、前項の規定による物品の納入に係る検査について準用する。
(減価採用)
第8条　発注者は、第6条第1項又は前条第4項の検査に合格しなかった物品について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。
2　前項の規定により減額する金額については、発注者と供給者とが協議の上、定めるものとする。
(所有権の移転、引渡し及び危険負担)
第9条　物品の所有権は、検査に合格したときに供給者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。
2　前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由を除き、供給者の負担とする。
(契約不適合責任)
第10条　供給者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
2　前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を供給者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、供給者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
(納入期限の延長)
第11条　供給者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、納入期限前に発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
2　前項の規定による申し出があった場合において、その理由が供給者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認める。
(履行遅滞の場合における損害金等)
第12条　供給者の責めに帰すべき事由により納入期限内に納入することができない場合において、発注者は、損害金の支払を供給者に請求することができる。
2　前項の損害金の額は、契約金額(単価契約による場合は予定数量に単価を乗じて得た金額)から検査に合格した既納部分に対する代価に相当する額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「遅延利息の率」という。)を乗じて計算した額とする。
3　発注者の責めに帰すべき事由により、第16条第3項の規定による代金の支払が遅れた場合において、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
(契約の変更、履行の中止等)
第13条　発注者は、必要があるときは、供給者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。
2　前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは契約した単価により計算する。ただし、これによることが不適当であると発注者が認めるとき又は期限を伸縮する必要があるときは、発注者の相当と認めるところによるものとする。
3　供給者は、契約品目に製造中止や後継品への切り替え等により品名等の契約金額以外の軽微な変更が生じる場合は、発注者と協議の上、発注者が認める仕様で納入することができる。
(天災その他不可抗力による契約内容の変更)
第14条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は供給者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
(契約保証金の変更等)
第15条　前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額（単価契約による場合は、予定数量に単価を乗じて得た金額。以下この条において同じ。）の変更があるときは、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、供給者は保証の額の減額を請求することができる。
2　前項の規定により契約保証金の額を増額したときは、発注者は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、供給者は更なる納入を要しない。
(1) 既納保証金が変更後の契約金額の10分の1以上であるとき。
(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の10分の1以上であるとき。
3　発注者は、供給者がこの契約の履行を全て完了したとき、又は第20条若しくは第21条の規定によりこの契約が解除されたときは、供給者の請求に基づき、当該請求のあった日から30日以内に契約保証金を返還する。
4　発注者は、契約保証金について、利息を付さない。
5　前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則第22条第2項各号（第1号及び第2号を除く。）の規定により発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には、適用しない。
(契約代金の支払)
第16条　供給者は、物品の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき、又は第8条第2項の協議が成立したときは、契約代金を請求することができる。
2　前項の規定にかかわらず、供給者は、物品を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求する、ことができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りではない。
3　発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。
(発注者の催告による解除権)
第17条　発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
(2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
(3) 正当な理由なく、第7条第1項若しくは第2項又は第10条第1項の引換え、手直し、追完等がなされないとき。
(4) 供給者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
(5) 供給者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、供給者が、この契約に違反したとき。
(発注者の催告によらない解除権)
第18条　発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第4条第1項の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
(2) 第4条第2項の規定に違反し、物品の全部又は一部を第三者をして供給させたとき。
(3) この契約の物品を納入することができないことが明らかであるとき。
(4) 供給者がこの契約の物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(5) 供給者の債務の一部の履行が不能である場合又は供給者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(6) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(7) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
(9) 第21条の規定によらないで、供給者がこの契約の解除を申し出たとき。
(10) 供給者が次のいずれかに該当するとき。
ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ 資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ 供給者がアからオまでのいずれかに該当する者を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金等)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、供給者は、契約金額(単価契約による場合は予定数量に単価を乗じて得た金額)の10分の1に相当する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者に生じた実際の損害額がこれを超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
(1) 第17条又は前条の規定によりこの契約が解除された場合
(2) 供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となった場合
2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
(1) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
(2) 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
(3) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
3 第1項に該当する場合（前項の規定により該当するとみなされる場合を含む。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項に規定する違約金及び同項ただし書の規定ににより請求する損害の賠償に係る金額を充当することができる。

(協議解除)

第20条 発注者は、必要があるときは、供給者と協議の上、この契約を解除することができる。
2 発注者は、前項の解除により供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(供給者の解除等)

第21条 供給者は、天災その他避けることのできない特別の理由により、この契約の履行が不能となったときは、この契約の解除又は納入期限の延長若しくは履行の一時中止を発注者に対し請求することができる。
2 供給者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。
(1) 第13条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
(2) 第13条の規定により、発注者が契約の内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額が2分の1以上減少することとなるとき。

(契約解除等に伴う措置)

第22条 この契約を解除した場合において、納入場所に持ち込まれている物品で検査に合格したものがあるときは、発注者は、当該検査に合格したものの契約金額相当額を支払うものとする。

(特記事項)

第23条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

(雑則)

第24条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立の証として本書2通を作成し、発注者及び供給者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年(2026年)　　月　　日

発注者
熊本市東区東町4丁目1番60号
熊本市
熊本市病院事業管理者　　水田　博志　　印

供給者
住　所

氏　名　　印